

**【那須塩原市もみじ谷大吊橋】
指定管理者募集要項**

**令和6（2024）年6月
那須塩原市ツーリズム推進課**

那須塩原市は、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項及び那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第230号）第2条の規定により、次のとおり当該施設を管理する指定管理者の候補者を募集する。

I 対象施設の概要

1 名称及び所在地

名称	那須塩原市もみじ谷大吊橋
所在地	栃木県那須塩原市関谷字西山1425番地 及び金沢西山国有林地内

2 施設の設置目的

那須塩原市もみじ谷大吊橋（以下「もみじ谷大吊橋」という。）は、那須塩原市もみじ谷大吊橋条例（平成17年那須塩原市条例第173号。以下「もみじ谷大吊橋条例」という。）の定める観光レクリエーションとして、箒川の一部の塩原ダム園地整備事業のメイン施設として、塩原地区のイメージアップ、より一層の観光客の誘致及び地域活性化に寄与することを目的として設置されている。

3 吊橋の特徴

もみじ谷大吊橋は、長さが320メートル、幅員が1.5メートルの「無補剛桁」という型式の歩道吊橋である。

歩道吊橋の型式には、耐風索（風の抵抗を抑える索）があるものやないものがあり、耐風索があるものは、一般に「無補剛桁」という型式。耐風索がないものには、重橋床桁、トラス桁、ボックス桁という型式がある。

このもみじ谷大吊橋は「無補剛桁」の型式の吊橋では、本州最大級の長さを誇る無補剛桁歩道吊橋となっている。

4 施設設備

(1) もみじ谷大吊橋

- ・ 型式 単径間無補剛桁吊橋

- ・ 橋 長 L=320m W=1.5m
- ・ 床 板 グレーチング床板+敷板
- ・ 塔型式 鋼製 H=26.2m
- ・ ワイヤロープ 主索、吊索、耐風索、耐風支索
- ・ 橋 台 逆T式橋台・アンカーブロック
- ・ 橋台2基 (左岸・右岸1基)
- ・ 主索アンカーブロック 2基 (左岸・右岸1基)
- ・ 耐風索アンカーブロック 4基 (左岸・右岸2基)

(2) もみじ谷公園

ア 面 積 1.8ha (右岸0.8ha 左岸1.0ha)

イ 園 地

① 左岸園地

- ・ 公衆トイレ 構 造 木造平屋建
 建築面積 69.56㎡
 男 子 小7・大3
 女 子 大7
 多 目 的 1
- ・ 料 金 所 構 造 アルミサンドイッチパネル型式構造
 建築面積 4.52㎡
- ・ 駐 車 場 面 積 2362.88㎡
 大型車8台 普通車123台

② 右岸園地

- ・ 料 金 所 構 造 アルミサンドイッチパネル型式構造
 建築面積 4.52㎡
 (※現指定管理者は使用していない)
- ・ 駐 車 場 普通車25台
- ・ 園路及び植栽等園地

(3) 塩原ダム公園

ア 面 積 1.5ha (両岸あわせた面積)

イ 附属施設 四阿、トイレ、池等

ウ その他関連施設 (※指定管理対象外)

① 左 岸

- ・ レストラン及び直売所
 名 称 「森林の駅」
 整 備 たかはら森林組合
 管 理 たかはら森林組合
 面積・構造 レストラン 木質2方向ラーメン 241㎡

直売所 木質2方向ラーメン 158㎡

② 右岸

- 多目的ダム：洪水調整、流水機能維持、かんがい

名称 塩原ダム
管理 栃木県
型式 重量式コンクリートダム
堤高 60m
堤頂高 240m
堤頂幅 4.5m
完成 昭和53年度
水位 常時満水位 EL419.0m
最低水位 EL398.5m

5 実績

(1) 納付金（過去3年間）

令和3年度	21,652,000円
令和4年度	21,652,000円
令和5年度	18,300,000円

(2) 施設利用者数及び利用料金収入

〈別紙1〉施設利用者数及び利用料金収入参照

II 管理運営の条件

1 管理の基本方針

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保し、差別的扱いをしないこと。
- (3) 利用者や地域住民の意見・要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。

2 管理の基準

別紙「那須塩原市もみじ谷大吊橋指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 具体的な業務の内容

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務とする（詳細については、仕様書のとおり。）。

なお、指定管理者は指定管理業務を一括して第三者に委託することはできないが、部分的な業務については、専門の事業者にも再委託することが可能である。

ア もみじ谷大吊橋の施設の維持管理に関する業務（もみじ谷大吊橋条例第4条第2項第2号、第4号）

- ・ 施設、附属設備及び備品等の保全に関する業務
- ・ 諸設備、機器、備品等の管理、点検立会等
- ・ 設備、機械等の保守点検業務
- ・ 警備業務
- ・ 清掃業務（ごみ処理を含む。）
- ・ 樹木管理、草刈等業務
- ・ 除雪業務
- ・ その他施設等の良好な維持管理に必要な業務

イ 施設の利用に関する業務（那須塩原市もみじ谷大吊橋条例第4条第2項第1号、第4号、第5条（第5号を除く。）、第7条、第8条）

- ・ 施設の利用の受付、許可等
- ・ 利用料金の徴収等

利用者から消費税の適格請求書の交付を求められた場合、指定管理者は、利用者に対して適格請求書を交付すること。

また、消費税法第57条の4第6号の規定により、適格請求書の写し等を保存すること。

- ・ 施設の利用の制限等
- ・ その他利用に必要な業務

ウ もみじ谷大吊橋の運営に関する業務（那須塩原市もみじ谷大吊橋条例第4条第2項第3号、第4号）

- ・ 営業活動等、施設の利用促進
- ・ 広報業務
- ・ 事業計画書、事業報告書等の作成・提出
- ・ 利用者アンケート及びその対応策等の実施
- ・ 苦情処理・地域対策に関する業務
- ・ その他円滑な運営に必要な業務

エ 自主事業

- ① 指定管理者は、条例等及び本業務の実施を妨げない範囲において、自

己の責任と費用により、次の自主事業を実施することができる（指定管理料には、含めない。）。ただし、特定の団体等のみを対象としたもの及び風紀を乱すおそれがあるものについては、これを認めない。

- ・ 飲食物販売事業
- ・ 物品販売事業
- ・ イベント開催事業
- ・ その他

② 自主事業を実施する場合は、市に業務計画書を提出し、事前に市の承認を得なければならない。その際、市と指定管理者は、必要に応じて協議を行うものとする。

③ 自主事業のうち特に設備を設置する必要がある事業については、市に対し市有財産使用許可申請書等を行い、その許可を受けたうえで使用料を納入すること。

④ 各自主事業の留意事項等は次のとおり。

- ・ 飲食物販売事業

飲食物の販売を指定管理者が実施することができる。

- ・ 物品販売事業

物品を販売すること等を目的に、本施設内の空きスペースで物品販売所を設置することができる。販売される物品の内容については、周辺住民の理解が得られるものであれば特段の定めはない。

また、指定管理者が第三者の事業者を公募し、これらの事業を行うことも可能であるが、各種法令及び本市条例等を遵守し、必要な手続を行うこと。

- ・ イベント開催事業

指定管理者は、本施設の運営に影響のない範囲において、スポーツイベント及びスポーツ以外のイベント等を開催することができる。ただし、自主事業の履行にあたり、周辺住民の理解が必要となる場合は、指定管理者が説明等により合意形成を行うこと。

- ・ その他

上記以外にも、指定管理者の提案を受けたうえで市が審査を行い、その内容が適法、かつ本施設の価値を高めるもの又は周辺地域の活性化に繋がるものであると判断されるものについては、自主事業として承認する場合がある。

ただし、自主事業の履行にあたり、周辺住民の理解が必要となる場合は、指定管理者が説明等により合意形成を行うこと。

⑤ 指定管理者は、自主事業ごとに事業報告書（収支実績を含む）を提出すること。なお、自主事業の実施に際して設けた設備が不要となった場

合は、事業終了後、原状回復を行うこと。

- ⑥ 指定管理者は、指定管理期間終了に伴い、自身以外の者が次期指定管理者となった場合は、自主事業を終了し、原状回復を行うこと。

ただし、次期指定管理者と合意したときは、その内容を引き継ぐことができるものとする。

(2) 指定管理者の業務の範囲外（行政財産の目的外使用許可）

自動販売機の設置等の使用許可等については、指定管理者の業務の範囲外であり、市長が行政財産の目的外使用許可を行い、その使用料については市の収入となる。

ア 損害賠償等

- ① 指定管理者は、指定管理者の故意または過失により施設等を損傷し又は滅失した場合、その損害を賠償すること。

- ② 指定管理者は、指定管理者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。

イ 保険加入

指定管理者は、指定期間中、利用者に係る保険として、指定管理者が被保険者となる施設責任賠償責任保険に加入すること。保険の補償金額については、対人1名あたり2億円以上、1事故あたり10億円以上、対物1事故あたり2千万円以上とする。

4 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間を予定）

- (1) 指定の期間は、議会の議決を経て、正式に確定する。
- (2) 自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定後であっても、指定管理者による管理を継続することが適切でないと認められる場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

5 利用料金制

(1) 利用料金制の採用

施設の使用料については、地方自治法第244条の2第8項に基づく利用料金として指定管理者の収入とする。

利用料金の額は、もみじ谷大吊橋条例第8条及び那須塩原市もみじ谷大吊橋条例施行規則（平成17年那須塩原市規則第125号。以下「もみじ谷大吊

橋規則」という。)の定めによる。

(2) 利用料金の決定

利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。なお、指定管理者は利用料金の設定に当たっては、利用率向上、サービスの向上に配慮するものとする。

(3) 利用料金の承認基準

- ・ 利用料金の額が条例に定める範囲内であること。
- ・ 利用料金の額の算出根拠が十分であること。
- ・ 事業計画書及び収支予算書の内容が適正であること。
- ・ その他公の施設の利用料金として妥当であると認められること。

(4) 利用料金の変更

指定管理者は、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て変更することができる。

ただし、利用者の混乱を招く恐れがあるため、頻回な変更（料金改定から概ね半年間）は、行わないものとする。

(5) 条例改正に伴う利用料金の変更

条例に定める利用料金の額の範囲については、条例改正（額の見直し）により変更となることがあり、この場合、条例改正後の事業計画書、納付金及び利用料金の額については、以下のとおり対応することとする。

ア 指定期間開始前に条例改正により額が変更された場合

- ・ 提案時に事業計画書、納付金及び利用料金の額については、公募開始時点の額に基づき算出する。
- ・ 事業計画書及び納付金については、条例改正の趣旨を踏まえ、市と指定管理者で協議し、変更することとする。
- ・ 利用料金の額については、協議後の事業計画書及び納付金に基づき申請することとする。

イ 指定期間中に条例改正により額が変更された場合

- ・ 条例改正後の利用料金の額については、条例改正の趣旨を踏まえ、変更を指示することがある。なお、変更後の額については、市と指定管理者で協議することとする。
- ・ 条例改正後の納付金の取扱いについては、利用料金の額の変更による収入の増減等を考慮し、年度末に市と指定管理者で協議するものとする。

(6) 利用料金の減免

指定管理者は、もみじ谷大吊橋条例第7条及び施行規則第2条の規定に基づき利用料金を減免することができるものと認められる場合、指定管理者は利用料金を減免するものとする。

なお、減免による利用料金収入の減収分について、市は補填を行わない。

【参考】過去3ヵ年の減免件数及び金額

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共の事業に利用	人数	46人	52人	63人
	金額	13,800円	15,600円	18,900円
市内小中学校が教育上の目的で利用	人数	181人	389人	544人
	金額	37,600円	80,600円	112,900円
市長が特に認めたとき	人数	43人	30人	34人
	金額	12,900円	9,000円	9,300円
合計		64,300円	105,200円	141,100円

(7) 利用料金の還付

もみじ谷大吊橋条例第6条第2項の規定に基づき利用料金を還付することができる場合、指定管理者は利用料金を還付するものとする。

(8) 各年度の納付金の額の算定方法

- ・ 指定管理者は、利用料金収入の一部を納付金として市に納付する。
- ・ 納付金基準額及び利用料金収入基準額は、申請の際に提案された納付金及び利用料金収入の額に基づき、市と指定管理者が協議のうえ、協定に定める。
- ・ 各年度の納付金の額は、次の算定式により算定する。

$$\text{納付金の額} = \text{【A】} + (\text{【B】} - \text{【C】}) \div 2$$

【A】 納付金基準額

【B】 利用料金収入実績額

【C】 利用料金収入基準額

〈留意事項〉

※千円未満切り捨てとする。

※算定した額が0円以下となる場合、当該年度の納付金はないものとする。

《計算例1》

【A】 納付金基準額・・・17,344,000円

【B】 利用料金収入実績・・・43,372,000円

【C】 利用料金収入基準額・・・39,372,000円

$$\begin{aligned} \text{納付金の額} &= 17,344,000 \text{円} + (43,372,000 \text{円} - 39,372,000 \text{円}) \div 2 \\ &= 19,344,000 \text{円} \end{aligned}$$

《計算例2》

【A】 納付金基準額・・・17,344,000円

【B】 利用料金収入実績・・・35,372,000円

【C】 利用料金収入基準額・・・39,372,000 円

納付金の額 = 17,344,000 円 + (35,372,000 円 - 39,372,000 円) / 2
= 15,344,000 円

ただし、利用料金収入の増加に伴い管理経費が増加している場合、年度途中に発生した災害に起因して減収が発生した場合など、上記取扱いが適当でないと思われる場合は、市と指定管理者で協議するものとする。

(9) 指定管理者が変更となる場合の取扱い

新指定管理者の指定期間に係る施設の利用を旧指定管理者が許可し、旧指定管理者の指定期間内に利用料金が納付された場合は、納付を受けた旧指定管理者が預り金として保管し、新指定管理者の指定が開始された時点で引き継ぎを行うものとする。

なお、旧指定管理者の指定期間に係る施設の利用料金については、旧指定管理者に帰属するものとする。

6 納付金及び指定管理業務に係る経費

(1) 納付金の納付

納付金は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、市からの請求に基づき支払うものとする。

なお、納付金の納入方法・回数等については市と指定管理者が協議のうえ、協定書に定める。

(2) 管理運営に要する経費（管理経費）

指定管理者の支出としては、もみじ谷大吊橋の維持管理に必要な経費のほか、協定で定めた事業計画書に基づき指定管理者がもみじ谷大吊橋で行う事業に必要な経費なども含まれる。なお、指定管理者は利用料金収入のみで管理運営を行うものとする。

申請者は自らが管理した場合における利用料金収入、管理経費及び納付金を提案する。

(3) 管理経費及び納付金の提案における制限

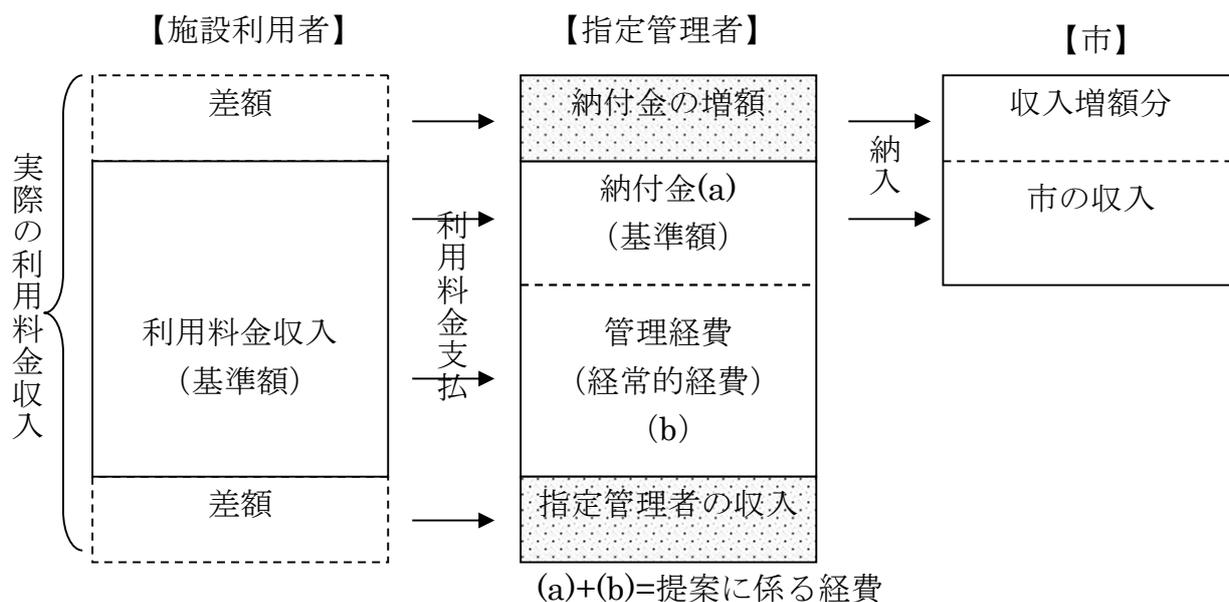
指定管理5年間の管理経費の提案上限額は、110,140,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

また、1年度毎の納付金の提案下限額は、17,344,000円とする。

これらの提案上限額及び提案下限額を満たしていない提案の応募者は失格とする。

【参考】〈別紙2〉指定管理料積算内訳

【収支イメージ】



(4) 修繕費の取り扱い

指定管理者は、施設、設備等の不具合（軽微なものを除く。）を発見した場合は、速やかに市に連絡すること。

施設、設備等の修繕は、指定管理者がその負担で遅延なく実施しなければならない。ただし、資本的支出に該当する場合、修繕に係る見積額が1件30万円以上となる場合又は後述する年間修繕料を超える場合は、市の負担において修繕するよう協議を求めることができる。

指定管理者の負担で行う年間修繕料の目安は、次のとおりとする。当該年間修繕料は、指定管理料に含まれるものとし、実際に支出した修繕料の額が当該年間修繕料の額を下回る場合は、毎年度精算を行い、その差額を市に返還しなければならない。

年間修繕料 500千円

なお、行った修繕すべての報告を提出すること。

(5) 物品

もみじ谷大吊橋の管理運営業務に要する物品については、指定管理者の負担により調達すること。

Ⅲ 申請の手続

1 申請書の提出

(1) 提出期限

令和6(2024)年7月26日(金) 17時(必着)

- (2) 提出先 那須塩原市産業観光部ツーリズム推進課
住所：〒325-8501
那須塩原市共墾社108番地2
電話：0287-74-2618
FAX：0287-62-7223
E-mai：tourism@city.nasushiobara.tochigi.jp
- (3) 提出部数 紙媒体2部(正本1部、副本1部)
及び提出書類一式の電子データ(副本1部)
- (4) 提出方法 上記の提出先に持参又は郵送すること。
なお、電子データについては、データをCD-ROMに保存して提出すること。

2 申請資格等

指定管理者の指定申請を行う者(共同事業体による申請にあつては、全ての構成団体)は、次の資格を満たすことを要する。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (2) 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者
 - ウ 自治法施行令第167条の4の規定により本市における一般入札等の参加を制限されている者
 - エ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 那須塩原市暴力団排除条例(平成24年那須塩原市条例第3号)第2条第1号、第5号又は第6号に該当する者
 - カ 国税又は那須塩原市の市税を滞納している者
- (3) 次のいずれにも該当する団体であること。
- ア 施設の運営が利用者の平等利用を確保することができる団体であること。
 - イ 施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られる団体であること。
 - ウ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること。

3 提出書類等

(1) 申請にあたっては、次の書類を提出すること。所定の様式に記入しきれない場合は、適宜書類を追加すること。

- ア 指定申請書（様式第1号）
- イ 当該施設の事業計画書（様式第2号）
- ウ 当該施設の管理に関する業務の収支予算書（様式第3号）
- エ 当該施設の納付金基準額提案書
- オ 定款その他の根本規則の写し及び登記簿謄本（法人である場合に限る。）
- カ 当該団体の直近3ヵ年の決算書（貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
- キ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- ク 国税及び那須塩原市税（市内に事業所を有する場合に限る。）の納税証明書
- ケ 共同事業体の場合は共同事業体協定書兼委任状（参考様式）
- コ 指定管理実績調書
- サ その他必要な書類

(2) 申請に当たっては次の事項に留意すること。

ア 提出書類の変更の禁止

提出期限後においては、提出書類の内容変更は原則認めない。

イ 虚偽の記載をした場合の失格

提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は失格とする場合がある。

ウ 提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

エ 申請の辞退

書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

オ 提出書類の著作権及び公表

提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者に選定された法人等の提出書類については、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。

カ 費用負担

申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。

キ 追加書類の提出

市は、提出された書類の補足する資料の提出を求める場合がある。

ク 重複申請の禁止

共同事業体の構成団体は、別の共同事業体の構成団体となっていないこと又は、単独の申請者となっていないこと。

4 公募説明会等

申請方法、申請書類、指定管理業務、現場の状況等について説明会を次のとおり開催する。なお、説明会への出席は任意とし、指定申請の要件ではない。

- (1) 日時：令和6(2024)年7月8日(月)～12日(金)のうちいずれか(個別に通知)
- (2) 場所：塩原公民館会議室
- (3) 参加人数：1団体2名以内
- (4) 申込方法：参加申込書(別紙3)を7月4日(木)までに、前記Ⅲ「申請の手続」1(2)へファクシミリ又は電子メールで送付のこと。
- (5) その他：説明会の後、対象施設の見学会を行う。

5 質問事項の受付

申請にあたって質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問受付
 - ア 令和6(2024)年7月1日(月)～7月19日(金)の期間
 - イ 質問は、質問票(別紙4)により行う(電話、口頭による質問は受け付けない)。
 - ウ 質問票は、前記Ⅲ「申請の手続」1(2)へファクシミリ又は電子メールで送付のこと。
- (2) 回答方法

質問に対する回答は、質問票を受理してから概ね3営業日程度で電子メールにより回答を行う。質問した法人等だけでなく、申請を予定している全法人等を対象に行うため、配信を希望する法人等は、事前に連絡すること。

IV ヒアリング・選定基準

応募団体に対するヒアリングを実施する。ヒアリング内容をもとに選定委員会で審査し、指定管理者候補者を選定する。

選定基準	審査項目	配点
1 施設の管理運営能力	(1) 申請団体の経営状況 財務状況、運営体制に問題がなく、指定管理期間中の業務の継続に不安がない	10点

	か	
	(2) 管理運営に係る人的・物的体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な運営が可能となる執行体制となっているのか ・ 職員の育成指導研修体制等により人的能力の向上が図られているか ・ 適正な労働環境が確保されているか 	20点
2 住民サービスの向上	(1) 利用者の安全性の利用の確保 <p style="margin-left: 2em;">事故や災害等に対して具体的な予防策や安全対策が示されており、かつ実効性のある内容か</p>	10点
	(2) 利用者に対するサービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者を増やすための具体的な取り組みが提案されているか ・ 地域連携等の提案がなされているか 	15点
	(3) 施設の効果的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであるか ・ 施設運営の安定化や魅力向上に資する企画提案はあるか ・ 右岸園地の魅力向上に資する企画提案はあるか。 	15点
3 実績の有無	(1) 実績の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに指定管理業務において、管理運営に十分な実績があるか ・ これまでに指定管理業務において、自主事業に十分な実績があるか 	10点
4 管理経費の縮減	(1) 指定管理料の提案額 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの低下を招くことなく、経費 	20点

	を縮減する提案であるか ・経費縮減に加え、サービスの向上も期待できる提案であるか	
--	---	--

【ヒアリング日程】

- ① 日 時：令和6(2024)年8月9日(金) 時刻は個別に通知
1団体あたり30分程度
- ② 場 所：本庁会議室
- ③ 参加人数：1団体2名以内
- ④ その他：詳細は、応募者に個別に通知するものとする。

V 選定結果及び指定の通知等

- (1) 選定結果については、応募全法人等に文書で通知する。
- (2) 指定管理者の候補者に選定された法人等は、自治法の規定に基づき議会の議決により確定し、議決後告示するとともに文書にて指定及び不指定の通知をする。

VI 協定の締結

1 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、次に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

- (1) 基本協定
 - 指定期間全体(5年間)を通じて適用する事項については包括協定を締結する。
- (2) 基本協定の主な内容(予定)
 - ア 管理業務の基本的項目(業務の内容、管理施設の範囲等)
 - イ 納付金及び利用料金に関する事項
 - ウ 管理業務に関する責任分担に関する事項
 - エ 事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
 - オ 業務報告に関する事項(定期報告等)
 - カ 指定の取消し等に関する事項
 - キ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
 - ク 管理業務の引継ぎに関する事項
 - ケ その他
- (3) 年度協定

年度（４月１日～翌年３月３１日）ごとに取り決めるべき事項については、年度協定を締結する。

(4) 年度協定の主な内容（予定）

ア 当該年度の管理業務の内容に関する事項

イ 納付金及び利用料金に関する事項

ウ その他

(5) その他

指定管理者が管理の開始前までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結せず、又は協定を解除できるものとする。

ア 財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認められるとき。

イ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと認められるとき。

〈別紙1〉施設利用者数及び利用料金収入

令和29年度

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用者数 (人)	一般	4,708	8,970	5,292	7,038	12,912	7,528	10,529	19,524	2,673	1,458	1,721	3,833	86,186
	一般(団体)	143	51	214	125	272	486	1,481	2,237	80	51	82	131	5,353
	小・中学生、高齢者、障害者	2,539	4,056	3,085	3,226	5,903	3,069	7,283	11,566	985	503	409	1,632	44,256
	小・中学生、高齢者、障害者(団体)	178	196	256	331	199	724	1,631	2,174	37	67	7	61	5,861
	割引券	326	402	217	429	1,010	385	1,029	1,181	150	88	70	145	5,432
	市内在住者	0	228	213	235	233	122	288	692	199	30	32	62	2,334
	減免	0	0	0	9	70	0	0	0	0	0	6	0	85
	計	7,894	13,903	9,277	11,393	20,599	12,314	22,241	37,374	4,124	2,197	2,327	5,864	149,507
収入 (円)	利用料金	2,091,860	3,585,010	2,353,450	2,930,910	5,246,570	3,197,100	5,642,490	9,548,220	1,054,750	589,290	627,014	1,526,740	38,393,404

令和30年度

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用者数 (人)	一般	5,400	7,472	4,710	6,538	14,069	7,450	14,750	19,971	3,205	2,241	1,880	3,660	91,346
	一般(団体)	74	459	431	220	224	186	1,014	1,332	85	0	82	35	4,142
	小・中学生、高齢者、障害者	2,798	3,896	2,833	3,249	6,246	3,043	10,392	11,113	1,313	844	582	1,691	48,000
	小・中学生、高齢者、障害者(団体)	44	294	705	561	177	401	2,418	1,990	37	0	26	3	6,656
	割引券	279	480	351	305	548	341	978	1,248	272	134	77	273	5,286
	市内在住者	224	247	261	266	264	267	673	1,147	270	103	48	193	3,963
	減免	0	0	2	47	0	0	0	0	13	0	0	0	62
	計	8,819	12,848	9,293	11,186	21,528	11,688	30,225	36,801	5,195	3,322	2,695	5,855	159,455
収入 (円)	利用料金	2,228,590	3,267,640	2,305,260	2,818,090	5,576,820	3,026,990	7,550,530	9,349,190	1,334,360	865,030	714,750	1,497,862	40,535,112

令和元年度

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用者数 (人)	一般	5,067	8,813	4,106	5,664	12,766	7,929	8,462	24,043	3,895	2,819	2,335	3,786	89,685
	一般(団体)	557	94	161	233	143	299	1,232	1,008	163	56	15	44	4,005
	小・中学生、高齢者、障害者	2,856	4,555	2,653	3,147	5,852	2,997	5,736	13,247	1,372	981	656	1,056	45,108
	小・中学生、高齢者、障害者(団体)	150	445	331	240	182	420	1,746	2,527	89	27	6	12	6,175
	割引券	228	298	686	396	454	450	472	926	105	255	118	198	4,586
	市内在住者	173	365	209	200	215	206	446	871	138	0	90	150	3,063
	減免	0	0	85	65	0	49	16	110	0	0	0	0	325
	計	9,031	14,570	8,231	9,945	19,612	12,350	18,110	42,732	5,762	4,138	3,220	5,246	152,947
収入 (円)	利用料金	2,301,341	3,662,540	1,900,394	2,601,592	5,085,112	3,242,440	4,359,044	10,672,530	1,654,743	1,481,045	837,370	1,390,016	39,188,167

令和2年度

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用者数 (人)	一般	564	0	2,579	4,778	11,663	7,843	13,787	29,131	3,366	1,226	1,397	2,222	78,556
	一般(団体)	0	0	0	0	43	10	183	182	0	0	0	0	418
	小・中学生、高齢者、障害者	205	0	886	1,382	3,717	2,240	6,539	11,844	830	232	276	692	28,843
	小・中学生、高齢者、障害者(団体)	0	0	0	0	23	173	552	240	0	0	0	0	988
	割引券	58	0	15	29	243	120	273	411	32	12	0	16	1,209
	市内在住者	59	0	386	284	248	344	276	933	132	64	67	85	2,878
	減免	0	0	18	0	27	19	87	91	0	0	2	14	258
	計	886	0	3,884	6,473	15,964	10,749	21,697	42,832	4,360	1,534	1,742	3,029	113,150
収入 (円)	利用料金	210,200	0	950,900	1,710,340	4,261,020	2,835,280	5,592,670	11,232,124	1,180,549	743,200	474,300	813,467	30,004,050

令和3年度

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数 (人)	一般	2,881	5,295	3,024	4,752	6,909	5,232	11,561	22,411	3,107	1,521	1,199	2,911	70,803
	一般(団体)	49	30	0	5	30	0	0	75	20	0	0	0	209
	小・中学生、高齢者、障害者	1,054	1,477	981	1,496	2,682	1,379	5,717	10,820	1,178	408	176	900	28,268
	小・中学生、高齢者、障害者(団体)	52	0	0	15	0	0	443	628	27	22	0	0	1,187
	割引券	25	90	33	105	152	78	352	306	77	29	26	60	1,333
	市内在住者	279	282	240	262	193	188	390	1,128	236	83	59	70	3,410
	減免	0	27	33	0	18	5	74	87	21	0	0	5	270
	計	4,340	7,201	4,311	6,635	9,984	6,882	18,537	35,455	4,666	2,063	1,460	3,946	105,480
収入 (円)	利用料金	1,098,500	1,892,000	1,104,381	1,728,850	2,621,953	1,845,400	4,691,440	9,048,867	1,189,890	759,460	395,170	1,055,605	27,431,516

令和4年度

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数 (人)	一般	3,765	7,504	3,916	5,527	11,478	6,326	13,794	21,900	3,223	2,388	1,846	3,904	85,571
	一般(団体)	53	32	23	0	20	0	186	236	36	0	47	0	633
	小・中学生、高齢者、障害者	1,822	3,354	2,161	2,510	4,892	2,396	7,358	10,923	1,315	791	462	1,664	39,648
	小・中学生、高齢者、障害者(団体)	156	47	177	62	38	117	621	379	6	0	52	0	1,655
	割引券	60	113	88	99	219	162	125	243	63	20	37	103	1,332
	市内在住者	383	176	386	70	174	148	215	614	156	36	34	65	2,457
	減免	5	14	0	17	48	0	162	140	18	9	19	39	471
	計	6,244	11,240	6,751	8,285	16,869	9,149	22,461	34,435	4,817	3,244	2,497	5,775	131,767
収入 (円)	利用料金	1,538,890	2,943,903	1,645,610	2,179,932	4,434,040	2,398,060	5,787,280	8,910,702	1,245,718	1,091,600	668,250	1,504,000	34,347,985

令和5年度

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数 (人)	一般	4,099	6,932	3,917	6,023	10,358	7,097	12,369	22,172	4,049	2,447	2,256	3,992	85,711
	一般(団体)	34	20	88	29	71	280	1,906	1,826	85	20	43	6	4,408
	小・中学生、高齢者、障害者	2,403	3,186	1,950	2,843	4,334	2,821	7,412	11,902	1,663	875	717	1,682	41,788
	小・中学生、高齢者、障害者(団体)	119	164	17	115	48	121	1,504	1,194	13	0	15	25	3,335
	割引券	76	104	72	175	254	140	393	1,218	104	48	51	146	2,781
	市内在住者	175	149	111	147	131	203	347	521	120	25	34	55	2,018
	減免	0	48	31	23	35	9	197	185	62	11	14	26	641
	計	6,906	10,603	6,186	9,355	15,231	10,671	24,128	39,018	6,096	3,426	3,130	5,932	140,682
収入 (円)	利用料金	1,740,900	2,751,720	1,595,959	2,407,840	4,002,010	2,792,717	5,978,980	9,873,575	1,639,030	1,266,500	837,530	1,540,120	36,426,881

〈別紙2〉 納付金積算内訳

もみじ谷大吊橋 積算内訳書

(単位:千円)

収支	科目	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	合計 (5年間の費用)	備 考
収入	利用料金収入		39,372	39,372	39,372	39,372	39,372	196,860	
	納付金		17,344	17,344	17,344	17,344	17,344	86,720	
支出	人件費	給与手当	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	65,000	職員給料・手当・社会保険・労働保険・健康診断料
		小 計	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	65,000	
	事務費	消耗品費	290	290	290	290	290	1,450	事務用品・薬品等
		通信費	418	418	418	418	418	2,090	電話代・DM送付切手代・ライブカメラ通信料等
		小 計	708	708	708	708	708	3,540	
	事業費	消耗品費	359	359	359	359	359	1,795	公衆トイレトイレットペーパー、用具等
		印刷製本費	275	275	275	275	275	1,375	渡橋チケット・パンフレット増刷料
		広告費	1,272	1,272	1,272	1,272	1,272	6,360	宣伝広告・イベント費
		手数料	339	339	339	339	339	1,695	ごみ処理手数料等
		小 計	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245	11,225	
	管理費	光熱水費	1,882	1,882	1,882	1,882	1,882	9,410	電気・水道
		公園内草刈植栽事業	2,244	2,244	2,244	2,244	2,244	11,220	左岸・右岸公園管理
		交通整理利警備費	1,433	1,433	1,433	1,433	1,433	7,165	駐車場警備員費用
		修繕費	516	516	516	516	516	2,580	公衆トイレ・吊橋等の修繕
		小 計	6,075	6,075	6,075	6,075	6,075	30,375	
		管理経費合計	22,028	22,028	22,028	22,028	22,028	110,140	
		支出合計	39,372	39,372	39,372	39,372	39,372	196,860	

〈別紙3〉

那須塩原市もみじ谷大吊橋指定管理者公募説明会・現地見学会参加申込書

令和6(2024)年 月 日

ツーリズム推進課長 宛て

所在地
団体名称
代表者職氏名
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

那須塩原市もみじ谷大吊橋指定管理者公募説明会・現地見学会について下記のとおり参加を申し込みます。

記

団体名	
参加者氏名	

- 1 参加者は1団体あたり2名までとします。
- 2 申込に当たっては、この用紙に必要事項を記入し、ツーリズム推進課まで電子メール又はFAXにより参加申込書を送信してください。
- 3 申込期限は令和6(2024)年7月4日(木)までとします。

〈別紙4〉

指定管理者に関する質問票（もみじ谷大吊橋）

那須塩原市産業観光部ツーリズム推進課 観光施設係 行

F A X : 0 2 8 7 - 6 2 - 7 2 2 3

E - m a i l : tourism@city.nasushiobara.tochigi.jp

○ 質問受付期間 : 令和6(2024)年7月1日(月)～令和6(2024)年7月19日(金)まで

○ 回答方法 : 電子メールにより回答。
質問がない場合でも回答を希望する法人等はこの質問票を提出してください。

○ 他法人等の質問に対する回答の送信希望（有 ・ 無）

No.	質問事項
団体名	
所在地	
担当者	
電話番号	
F A X	
E - m a i l	